蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和元年6月11日(火)午前9時												
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室												
出席委員	委 員	長	吉	田	正	昭	副	委員	長	板	倉	浩	幸
	委	員	山	岸	美	登利	委		員	飯	田	雅	広
	委	員	水	野	智	見	委		員	戸	谷	裕	治
	委	員	安	藤	洋	_							
欠席委員	な	L											
	町	長	横	江	淳	_	副	町	長	河	瀬	広	幸
会議事件	総務部	部長	浅	野	幸	司	総次税	務 長 務課	部兼長	鈴	木	孝	治
説明のため出席し	民生育	部長	寺	西		孝	民次健課	生 長 康推	部兼進長	佐	藤	正	浩
た者	住民記	課長	中	村	和	恵	介課	護支	援長	戸	谷	政	司
	保険課	医療長	不	破	生	美							
職務のため出席し	議	長	安	藤	洋	_	議事	務局	会長	小	島	昌	己
た者	書	記	飯	田	和	泉	主		事	大	竹	孝	平
付託事件	議案第24号 議案第25号 議案第26号			蟹江町税条例等の一部改正について 蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の 一部改正について 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正につ いて									
	議案第27号 蟹江町介護保険条例の一部改正について												

○委員長 吉田正昭君

おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、早めにご参集いただきまして大変ありが とうございました。

本日は付託案件の審査終了後に、理事者退席後、少しだけお時間をいただき、議会報告会 に向けた所管事務調査についての打ち合わせを行いたいと思いますので、よろしくお願いい たします。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審議をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるよう、 お願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにしていただくよう、よろしくお願い いたします。

それでは、議案第24号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。 提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 飯田雅広君

第26条の個人町民税の非課税の範囲なんですけれども、税制改正で、未婚のひとり親に対する住民税の非課税の措置の範囲の拡大というのが確かあったと思うんですけれども、これはそれでよろしかったですか。

- ○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君
 - そのとおりでございます。
- ○委員 飯田雅広君

そうしますと、2019年度は予算上の臨時の措置として、この未婚のひとり親家庭に支給される児童扶養手当、年1万7,500円を上乗せすることになっていると思うんですけれども、それに関してはどういうふうになるんでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

先般、支給方法の変更等もございまして条例改正を出させていただいたところでございま すけれども、今の案件についてちょっとお答えができませんので、また後ほどご答弁させて いただきたいと思います。申しわけございません。

○委員長 吉田正昭君

それでは、後日ということで、よろしくお願いいたします。 よろしいですか、飯田委員。

- ○委員 飯田雅広君 はい。
- ○委員長 吉田正昭君 他にありませんか。
- ○委員 板倉浩幸君

ちょっと何点かお尋ねします。

まず、確認なんですけれども、最後の一部改正の要点ということでまとめてあるところの55ページで、第33条の7ということで、これは先般も話題になっているふるさと納税の見直しだと思うんですけれども、総務大臣が基準適合……、外された地方団体もあるんですけれども、蟹江町は基準に適した団体なのかということで確認と、以前のように申告しなくて、この特例控除が受けられるのかということのまず確認です。

続いて、第35条の4のところなんですけれども、年末調整の所得控除の合計額と住民税の 申告の所得控除の合計額は同額であるとあるんですけれども、もう少し詳しく教えていただ きたい。

それと57ページで、第5条関係ということで大法人とあるんですよ。この大法人というのはどの規模の法人なのかということで、蟹江町にこの大法人があるのかということです。

最後ですけれども、新旧対照表で44ページです。上のほうに町民税の非課税の範囲ということで、ここ、先ほど申した単身児童扶養者というのが入っているんですけれども、その括弧の中に、これらの者の前年合計所得が135から125に変わっているんですけれども、これについて教えていただきたいです。

以上です。

○総務部長 浅野幸司君

では、最初のふるさと納税の関係、第33条の7、寄附金税額控除の関係で、ふるさと納税のほうは総務課が所管しておりますので、私のほうからご答弁させていただきます。

今回、この6月からこういった総務大臣が指定するところの制度に運用が変わってきたわけでございますけれども、蟹江町の場合はしっかりと国の基準に準拠いたしまして返礼品等々の選定をしておりますので、国から蟹江町も指定されている団体というところでございます。

実際、ことし5月14日付あたりの国の通達を見ますと、東京都と全国で4市町を除いたと ころのあと全ての団体が指定をされるというところのお話を聞いております。

以上でございます。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

もう一つ、ふるさと納税のワンストップ特例の部分だと思うんですけれども、確定申告を されない方、給与所得の方ですとか、年末調整が終わって確定申告をされない方につきまし てはワンストップ特例は今もできます。

あと次の大法人のところですけれども、大法人というのがどういう法人かといいますと、 資本金が1億円超えの法人とか、保険業法に規定する相互会社ですとか、投資信託及び投資 法人に関する法律に規定する投資法人ですとか、特定目的会社、そういったものが大法人と いうことで言われております。

蟹江町にあるかどうかということですが、本社だとかは別としまして、その会社が存在するかということは、大会社で支店ですとか、そういった会社はございます。

あと先ほどの44ページのご指摘ですけれども、申しわけございませんでした。これ、新旧対照表では私のミスです。新旧対照表の125万円と135万円、申しわけございません。これは昨年6月に135万円に改正されておりまして、施行日が33年1月1日からということですけれども、これは完全に私が見落としていまして、新旧対照表のほうを直すのを忘れていたということで申しわけございませんでした。訂正させていただきたいと思います。

(「どういう」の声あり)

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

新のほうを135が……

○委員 板倉浩幸君

135でいいんだ、減ったわけではないんですね。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

減ってないです。33年度から135万円ということになりますので、申しわけございません。

○委員長 吉田正昭君

もう1点あった。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

35条の2と35条の4のあたりのところですけれども、年末調整の所得控除の合計額と住民 税申告書の所得控除の合計額が同額である場合は、所得控除の内訳の記載を省略できるとい う規定でございますけれども、この条例改正のところでは住民税申告書と書かせていただいているのですが、これは国の確定申告書も同じ取り扱いになります。給与所得者の方で年末調整のときに全ての所得控除が済んでいる方で、なおかつそこはさわらずに、ほかの確定申告でやらなければならない方ですと、そこの細かい内訳は記載しなくてもいいという、合計額だけ申告書に書いていただければいいですという、簡素化というか、そういった制度になっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

最初の33条の7の寄附金控除については、確かに4市町と報道でもされていて、たくさんの寄附金以上の返礼品をするということで除外されて、文句を言っている市町村もあるんですけれども、ちょっと確認で、蟹江町としては指定されている地方団体であるということで、あと申告については、確定申告をしない給与所得者の場合は申告しなくてもいいよということで、引き続きこれはいいということで、はい。

あと35条の4で、もう少し詳しくとお願いしたんですけれども、確定申告で、普通の申告書だけだったら別に今までと変わりはないと思うんですけれども、要はそのほかの不動産とかあったときに書かなくてもいいよと。何か……、年末調整の所得控除の合計額と住民税の所得控除の合計額、これは内訳を言っているのか、金額を言っているのか、その辺、何かよくわからないんですけれども、まずそれだけお願いします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

要は年末調整で勤務先のほうで控除額とかは全て終わっている。そこの部分は変わらないのですが、ほかの部分で確定申告をなさる方がみえると思うんです。そのときに改めて確定申告を出されるときに、そこの数字は変わらない、控除額は変わらないという方につきましては、内訳については記載しなくてもいいという、簡素化、書かなくていいということが認められたということです。よろしいでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

今次長のほうから答弁させていただいたんですけれども、こちらのほうは、私どもも給与所得者ですけれども、今まで給与所得者は原則そこの事業所で年末調整をやっております。 年末調整をされますと、先ほど次長が答弁したように所得控除の内訳はこういう種類の内訳があって控除するよと、そういう年末調整の段階でしっかりするんですけれども、それを今までは申告書に所得控除の内訳を全部書いていたんですけれども、それは年末調整の段階で終わっているので、もう明細を全て記入することは省略します。変わらないものですから。 年末調整の段階で事業所でやられたところの所得控除に合わせて、ほかの何かの申告の控除のところをつけて、確定申告なり住民税の申告をされるんですけれども、年末調整でやられた所得控除の内訳はそれは変わっておりませんので、それに追加する部分が何かというとこ ろですので、そこら辺の記入を省略化したというような内容のものでございます。 以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

よく給与所得控除で年末調整して、源泉徴収票か、あれも例えば確定申告するとつけて申告するからもう書かなくてもいいよと。例えば医療費控除を受ける場合には医療費控除の金額だけ書いて、あとは書かなくてもいいという形なんですか。

○総務部長 浅野幸司君

所得控除の内容がもう変わらなければ省略できるということですので、一々生命保険料控除が幾ら、扶養控除がなにがしということで、全部それぞれ控除額の明細を記入しなくていいということです。全体の合計額が変わらなければ、その合計額の転記だけでよろしいということです。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

簡素化ということで、今までも何で書かせるんだとちょっと思っていたこともあるんだけれども、よくわかりました。

第55条の大法人、資本金1億円以上ということで、多分本店というか、そこの1社のみで 蟹江町に大法人があるかどうかというのは、多分ないと思うんだけれども、大法人があって 蟹江町に支店があるという場合は、その支店に対してはこれに適用になるということですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

大法人が例えば法人町民税の申告をされるときは、電子申告・納税システムを使って、e -Taxと言われているものですけれども、そちらで申告をされるということです。

○委員 板倉浩幸君

支店についても……

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

はい、そうです。

○委員 板倉浩幸君

含まれるということで解釈すればいいのか、はい、わかりました。

○委員 戸谷裕治君

今の話ですけれども、e-Taxというのはほとんど今そういう具合に変わってきているではないですか、我々が確定申告するにしても。同じようなことでしょう。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

国がやっているものがe-Taxで、地方税のほうがeLTAXです。地方のほうですとeLTAXを使っているのは今申し上げました法人町民税ですとか、固定資産税、償却資産税とか、そういったものがeLTAXで企業さんのほうから届いてございます。全体ではな

いです。まだまだ割合としてはそんなに多くはないのですが、そういうものが利用されてきております。

e-Taxは、法人もあると思うんですが、一般の方も確定申告する際には使えると思います。

○委員 戸谷裕治君

先ほどのふるさと納税のここら辺のことですけれども、ことしの見込みはこういうことが 出てきたもので、どうですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

まず、税のほうですけれども、税務課のほうではどれだけ減収したかという話になってくるわけですが、過去3年のところから今データでございますので、28年度の当初のところで約1,700万円弱、29年度で約2,900万円、30年度で約4,000万円の減収となっております。

今年度も若干伸びるのかなと思っておりますが、数字はまだ出ておりませんので。

○委員 戸谷裕治君

伸びるって、悪いほうへ伸びているということ。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

減る方向で、少しずつ、1.3何倍くらいで伸びております。

○委員 戸谷裕治君

総務省のこういうのはそういうことになっていくという予想ですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

例えば今たくさん集めている市には除外されたところでございますので、そういったところが分散されて、やられる方はやられるのかなと思います。多分過去にやった方は恐らくことしもやられるだろうと、あと口コミで広がっているような感じですので、また少しずつふえているのかなという。

○委員 戸谷裕治君

だから、また4,500万円とかになるのでしょう。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

そういうふうに上がっていくのかなと思っています。

○委員 戸谷裕治君

そこで、今度はどういう努力をされるの、それを聞いておかないと。

○総務部長 浅野幸司君

では、総務課のほうの所管ですので、私のほうから答弁させていただきます。

実際今ご指摘のように蟹江町のほうからふるさと納税による減収が、実際今税務課長が申 し上げたような経過になっております。先般も本会議で答弁いたしましたけれども、蟹江町 としては地道に、実際28年度からふるさと納税の専用サイトを立ち上げまして、そちらのほ うで、品数も今30種類弱にすそ野を広げております。

そういった中で、国の基準にしっかりと準拠した形で地道に蟹江町としてはふるさと納税の返礼品等々の取り組みをしてまいりましたけれども、やはり全国的に今問題になっているのがそういう華美な返礼品の競争によって、いろいろ当初の本来のふるさと納税、そういうはね返りというか、無償の、単なるご自分のふるさとに対する純粋なそういう寄附とふるさと納税を受けた市町村が自助努力によるいろいろ地域の活性化というのが本来の国の目的でございますけれども、趣旨がいろいろずれてまいりまして、今回この6月の制度運用の改正に至ったというところでございます。議員ご指摘のように蟹江町から出てまいります税も非常に多くございますけれども、地道に30年度として、逆に蟹江町に寄附していただいている金額も若干ですが、29年度より30年度が伸びておりますので、そこら辺も含めて、今後もそこら辺は地場産品という限られたふるさと納税の返礼品の条件の中で、しっかりとできる限りのことは担当課としては進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

先ほどの年末調整の所得控除のことですけれども、我々は例えば給与所得と個人所得とがあって確定申告をするんですが、そういう場合のことがほとんどではないですか。そのときにわかりやすく、例えば給与で別に確定申告せんとあかんというときにこういうのが簡素化できるということではないの。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

給与所得以外に別の所得のある方ですね。控除額が給与の年末調整で全て記載されておりますのでしたら、その数字でいいと思います。所得がふえるわけですので、控除のほうは変わらないということであれば、ほかの所得は今回は……

○委員 戸谷裕治君

そういう考え方でもいいかなと思っただけで、給与所得が3,000万円くらいあるとか、ほかの諸経費とか、そういう場合のこちらの控除とかいろいろなことがこっちの給与の中でできていくということではないか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

扶養控除とか、そういった年末調整でできる控除として社会保険料とか、そういったものがそれ以上ふえなければ、給与の源泉徴収票に書いてある数字をそのまま合計額だけ記載していただければいいということになります。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

○委員 飯田雅広君

56ページの附則第10条3号のところなんですけれども、高規格堤防の整備に伴うというと ころの高規格堤防の整備というのは具体的には蟹江町はありますか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました高規格堤防ですけれども、愛知県内にはまだございません。ここに規定するかどうかはちょっと迷ったところなんですが、将来絶対ないとも言い切れないので、蟹江町は川が多いものですから、一応は規定だけはしておこうかなと、手続だけの話なんですけれども、条例のほうは、本体のほうは法律のほうに書いてありますので。

実際に今あるのは首都圏と近畿圏だけで、5河川だけ今指定されております。

これはよく言うスーパー堤防とか言われているものですが、どういったものかといいますと、堤防の幅が高さの30倍程度という――高さが10メートルあれば、300メートルくらいの幅の堤防ということになるんですけれども、そういったすごい強固な堤防という形になっております。

以上でございます。

○委員 飯田雅広君

では、例えばこれに当てはまるような建て替え住宅に関しては減税の措置を受けられるわけですけれども、もう建て替えるというと自動的にというか、これがくるのか、それとも自分で申請しなければいけないのかというところはどういう感じになってくるのですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

まず、こちらは高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上の家屋、それで移転補償金を受けた方が、当該土地の上に取得した代替家屋に係る固定資産税について、居住部分に係る税額を最初の5年間は3分の2、非居住部分に係る税額は最初の5年間3分の1減額するという措置なんですけれども、固定資産税の減額とか、こういった話のときは申請は必要になってくると思います。それがこの条例のところにその手続が書いてあるということです。

○委員 飯田雅広君

きちんと教えてもらえるということですかね。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

恐らくそういう大規模な事業がもしこの近辺にあれば、そういう話は当然出てくると思います。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

では、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

では、なしと認めます。

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号「蟹江町税条例等の一部改正について」 は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題 といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

〇民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

すみません。こちらのほうで災害援護資金の貸し付けを利用しようとする者は保証人を立てることができるということが書いてあるんですけれども、立てることは可能かもしれないけれども、難しいよね、そういうことは本来。災害が起こった人の親戚一同がこの災害地域に住んでいたというとどうなっていくんだろうね。誰が、保証人というのはそういう人たちがなるという意味、何か信用保証協会が保証人になってくれるとか、そういう意味でもないのでしょう。

○住民課長 中村和恵君

今までは、保証人を立てることが必須条件だったんですけれども、保証人を立てなくてもよくなったという……

○委員 戸谷裕治君

逆のことなの。

○住民課長 中村和恵君

はい、改定されております。利子のところで保証人がある場合とない場合でちょっと違ってはくるんですけれども、保証人を必ず立てなくてはならないというものではありません。 以上です。

○委員 戸谷裕治君

そうしたら、今までは保証人を立てないとだめだったということ、お金を借りられないということ。それは僕はちょっと勉強不足で。

○住民課長 中村和恵君

すみません。今までは保証人を立てるということが必須条件だったんですけれども、立てなくてもよくなったという形で変わっております。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

ああいう東北の震災のことでもそうなのですか。

○住民課長 中村和恵君

多分、東北のところからいろいろ考えられて、今こういうふうな状況になっていると思う んですけれども。

(「震災があって変わっている」の声あり)

○委員 戸谷裕治君

その前の神戸の震災のときは何もなかったということ、保証人を立てないと。

○民生部長 寺西 孝君

今回の条例改正で、率のほうも3%から1%とか変えさせていただいているのですけれども、これは全て東日本大震災の貸付利率の見直しに準じてやらせていただいておりますので、まさしく今議員がおっしゃったところは東日本大震災の影響といいますか、それによって変わってきているところだと思っております。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

そうすると、これは3%から1%になったというのですけれども、これは今国の金利が低いからこういう状態になっているのか、それはわからないわね。また金利が高くなれば、条例改正が出てくるかもですよね。

〇民生部長 寺西 孝君

これは東日本大震災の特例措置というのがございまして、福祉生活資金でございますとか、そういった資金のものが1.5%という特例措置が設けられていたものでございますが、平成28年4月1日にさらに1%に減額される改正があったものですから、この際に全て1%ということで各市町村が動き出して、1%でそろえようかというところで動いているところでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

僕が聞いているのは、金利が変わるとまた上がる可能性があるのではないかということを聞いているだけです。今は金利がゼロパーセント金利でいっているので、それに合わせてやっているのではないの、これは。どうです、副町長。

○副町長 河瀬広幸君

多少あるかもしれない。当然だと思います。ただ、上がるか上がらないかはまだわかりません。

○委員 戸谷裕治君

ああ、そうですか、結構です。そういうことだろうね。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はありませんか。

○委員 板倉浩幸君

今、戸谷委員から保証人の件があって、僕も勉強不足で、保証人を絶対立てなければいけなかったということを僕も知らなかったんですけれども、保証人を立てれば無利子になって、保証人を立てない場合は3%から1%ということなんですけれども、一つ教えていただきたいのが、保証人はどんな人が保証人としてできるのか、その辺、第三者でないといけないのか、わかったらお願いしたいのですけれども、わからなかったら、また後日でも。

○住民課長 中村和恵君

申しわけございません。その辺のところ、勉強不足なので、またお答えさせていただきます。

○委員長 吉田正昭君

そういうことで、よろしくお願いいたします。

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号「蟹江町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

それでは、議案第26号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○民生部長 寺西 孝君

事前に皆様に配信させていただきました、もしくは配布をさせていただきました議案第26 号補足資料によりまして、保険医療課長から補足説明をさせていただきますので、よろしく お願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

改めておはようございます。保険医療課の不破でございます。よろしくお願いいたします。 今回上程いたしました国保税条例の一部改正について、追加で資料を提出させていただき ましたので、補足資料の説明をさせていただきたいと思います。

補足資料のほうをごらんください。

今回の改正点は、2点ございます。

1点目は、1ページにございます課税限度額の改正、2点目は、2ページ目にございます 軽減判定所得の改正でございます。それぞれ資料に沿ってご説明させていただきたいと思い ます。

それでは、まず1ページ目をごらんください。

改正1点目の課税限度額の変更でございます。

1として、改正内容です。

国保税には基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額、3種類ございますけれども、今回改正となりますのは一番上の基礎課税額のみでございます。そのほか下2つにつきましては従来どおりで、変更はございません。

基礎課税額は、改正前が限度額58万円でございましたが、改正後は61万円ということで3万円の限度額の引き上げとなります。ですので、後期高齢者支援金のほうが据え置きで19万円、介護納付金の課税額が据え置きで16万円となりますので、合計いたしますと3つの課税が対象となる方につきましては、3つ合計しますと改正前が93万円、改正後が96万円ということで、合計いたしますとプラス3万円の引き上げという形になります。

2番目に、限度額に到達する所得として目安をつけさせていただきました。そちらでは国保の基礎課税額の限度に達する方の所得の目安が記載してございますけれども、改正前は所得1,055万円が大体の目安だったんですけれども、改正後は1,110万円が目安で、それ以上の方については限度額まででいいですよという形になってまいります。

3番は、今回の改正により影響を受けるであろうと見込まれる世帯数及び影響額を記載してございます。超過世帯につきましては改正前が約80世帯、改正後には72世帯であろうと見込まれますので、8世帯程度が影響を受けると思われます。

そして超過額につきましては、こちらは改正前が4,931万4,000円から、改正後には4,703万1,000円に減少し、影響額は224万3,000円ほどになります。超過額の合計のところにマイナスの記載がございますのでちょっとわかりにくいのですけれども、町の保険税をいただく側からいたしますと224万3,000円の収入増となります。

続きまして、2ページをごらんください。

改正2点目の軽減判定基準額の改正でございます。所得の低い世帯により配慮した法定軽減措置の拡充を実施いたします。法定軽減には7割軽減、5割軽減、2割軽減がございます

けれども、今回改正になりますのはそのうち5割軽減と2割軽減の2つでございます。

なお、法定軽減は均等割と世帯割が軽減となる制度でございます。 5割軽減の判定基準の被保険者1人当たりに掛ける係数が改正前は27万5,000円でしたけれども、改正後は1人当たりに28万円を掛ける計算になります。 2割軽減の判定基準は被保険者1人当たりに掛ける係数が50万円でしたけれども、改正後は51万円と変更になります。

続きまして、軽減判定所得の目安が(2)に記載してございます。

例えば4人世帯で見ていただきますと、真ん中の5割軽減のところでまいりますと、大体所得が143万円までの場合が改正前は5割軽減の対象でございましたけれども、改正後は145万円までくらいの所得の方であれば軽減対象となる見込みでございます。同様に2割軽減のほうも4人世帯の場合は改正前が233万円までの所得の方が対象でございましたけれども、改正後は237万円までの世帯が対象になるという形になっております。

ですので、具体的な例で申しますと、例えば所得235万円の4人世帯の場合は、改正前は 2割軽減の対象にはならなかったのですけれども、改正後は2割軽減の対象に235万円の世 帯の方もなってくるよという形で拡充されてございます。

続きまして、(3) として、改正による影響を受けるであろうと見込まれる世帯数及び影響額を記載させていただきました。

5割軽減、2割軽減合わせまして影響を受ける世帯は約20世帯、影響を受けるというか、 拡充で軽減を受けられるようになる世帯が20世帯ほどみえるだろうということ、それから、 軽減額のほうは合計いたしまして64万4,000円ふえるであろうということですので、こちら も町の側、保険税をいただく側からいたしますと逆に64万4,000円の歳入減となる見込みで ございます。

以上が補足資料の説明とさせていただきます。 以上です。

○委員長 吉田正昭君

それでは、補足説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

1点だけ確認させてください。

今補足等の説明があって、新旧対照表で、よく被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき変更が27万5,000円から……、軽減のほうなんですけれども、27万5,000円が28万円で、50万円が51万円ということなんですけれども、同一世帯所属者1人につきというのは、国保の被保険者と考えればいいのですか。

それと前から思うのですけれども、今回、国保の被保険者の数によって、補足説明でもあるように5割軽減、2割軽減があって、被保険者数掛ける28万円と、被保険者数掛ける51万円ということで、33万円の基礎控除を含むのですけれども、後期高齢者に移行した場合の被

保険者数はどうなるんですか。お願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

こちらの先ほどの新旧対照表のほうでもそうなんですけれども、被保険者及び特定同一世帯の所属者1人という形のところと絡んでくるんですけれども、被保険者のところに後期に移ってしまった方もみえるかと思いますけれども、その方も数に入れますよという形になってきますので、そういう世帯が多分ご夫婦だけで住んでみえたりするという形でなってくると思いますので、そちらの数に入れるという形になります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうすると特に高齢者世帯でなくても、夫婦2人で住んでいて、1人が後期高齢者になりました。当初は国保だったんだけれども、どちらかが後期高齢に移行した場合に、それも2人として数に数えるということでいいんですね。

○保険医療課長 不破生美君

そういう形でカウントしていただければと思いますので。

○委員 戸谷裕治君

わからないので聞くだけで、これは例えばうちだったら、後期高齢者が1人、我々夫婦で3人世帯になる。これで収入が僕と女房があったとすると、これは合算して収入とかは計算するの。

○保険医療課長 不破生美君

世帯のご夫婦で収入があれば、それは合算させていただきますので。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正 について」は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第27号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

〇民生部長 寺西 孝君

補足説明はございません。審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

まず、今回の介護保険条例の一部改正で、低所得者に対する介護保険料の軽減というのが 目的であると思うんですけれども、要点でも一部改正の要点、3ページにもあるようにちょ っとわかりにくいんですよ。保険料の2万9,700円を2万4,750円とか、それはわかるんです けれども、もう少しわかるように説明をお願いしたいのと、あと附則で施行日とか施行期日 とか書いてあるんですけれども、今回この条例が可決した場合にどんなふうに適用していく のか、その2点についてお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

まず、1点目で、ちょっとわかりにくいというところで、簡単にご説明させていただきたいと思います。

今回減額の対象となってくるのが、第1段階、第2段階、第3段階の3段階の方、現行の割合が第1段階の方が0.45、今回減額の強化というところで0.3%まで減額いたします。第2段階につきましては0.7から0.5まで下げるという形です。第3段階につきましては0.75から0.7、それぞれ基準額に対する割合を下げるというような条例改正でございます。

今年度につきましては、10月から適用というところでございますので、最終的な目標値というのが第1段階につきましては0.3%でございますけれども、年度途中ということでございますので、介護保険料というところは年に1回の賦課しかしません。こちらのほうを7月に本算定というところで処理をさせていただきますので、1年間分で平均した形、要は前半と後半が半分ずつになっていますので、そこの間をとった形というところで、今回は第1段階を0.375の2万4,750円、第2段階を0.6の3万9,600円、第3段階を0.725の4万7,850円というところで設定するというような意図の条例改正でございます。

先ほども申し上げましたとおり、介護保険料は年に1回の賦課というところで、今年度に関しましては先ほども申し上げたとおり、最終の目標と現行の数値の間をとった形の率にしているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

施行日と実際保険料はいつからになるかということで、10月、これは消費税の増税のときということなんですけれども、それでちょうど来月か、本算定が出て、年度途中で半分、まだこれから本算定なんですけれども、年1回の賦課だから、半年分だから、まず第1段階で0.45の方を0.3にする目標で、まず年度途中ということで半分を軽減させる。第2段階も第3段階もそういうことでいいんですね。来年4月に向かって第1段階の方が0.3になってい

くということでよろしいですね。

○介護支援課長 戸谷政司君

今、委員の言われるとおり、目標というか、今回10月からの減額というところでございます。介護保険料は年間を通して賦課させていただきますので、前半の半年と後半の半年をとって、ならした形で今回設定させていただく2万4,750円、消費税が上がるのが10月ですので、10月1日からの適用という形でございます。介護保険料につきましては先ほど申し上げたとおり年1回の賦課でございますので、4月にさかのぼって賦課を掛けるというようなところでございますので、ちょうど来年度と昨年度の間をとった形の金額設定というところで設定しているものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

実際、今増税ありきで、今回の議会でもいろいろ消費税の増税ありきできているんですけれども、実際に増税延期、または中止になった場合にどうなるのか、今のところよくわかりませんけれども、それでもやっていくのか、難しい質問かもしれませんけれども。

○介護支援課長 戸谷政司君

10月からの増税がどうかというところでご質問になってくるかとは思うんですけれども、こちらの介護保険料に関しましては国のほうの介護保険条例の施行規則のところで、政令のほうで法改正がされているものでございます。一応そちらのほうに倣って今回条例改正をさせていただくというところですので、とりあえずやる方向でというところで検討されたものでございます。

もしやらない場合というところになると、またその辺は国のほうから指示がくると思いま すので、それに準じて対応していくような形になるかと思います。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

国会答弁になってきている……、その辺、地方ですので、国の動向次第かと、実際には一般の地方も振り回されている格好になっていると思うんですけれども、最後に、もう1点ですけれども、蟹江町は進んで、特に低所得者の減免制度が結構充実していて、特に町民税の非課税世帯は、第1段階の方の減免が、今2分の1軽減してくれているんですけれども、これについて今後も引き続きやっていくのか、今回国のほうの法改正で軽減するから、もうやめるのか、引き続き、これは蟹江町は本当に進んでいて、第1段階、特に全然ほかの市町村でもやれると思うんだけれども、なかなか実施してないということがあって、蟹江町でもこれについてお願いいたします。

○介護支援課長 戸谷政司君

先ほどご質問がございました第1段階の減免の制度についてでございますが、今回の条例

改正のほうで行く行くは0.3%になっていくよというところでございます。現行今納めていただいた保険料の2分の1を減額でお戻しさせていただくというような制度を実施しているわけでございますけれども、今回0.3になって、さらに半分という形になってくると、課税者の10段階、11段階の方との比率というところもございますので、今後どうするかというところは今検討中というところでございます。ちょっと近隣の動向とか、そういうのを見据えましてまた検討したいと思っておりますので、今ここでやります、やりませんというのはお答えできませんので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

やる、やらないは確かに言えないだろうと思います。近隣の市町村の動向を伺いながらというと、近隣の市町村はやってないですから、なかなか動向を伺うということも難しいと思います。

要望ですけれども、引き続き第1段階、これをもっと伸ばすというのもわからないんですけれども、特に第1段階の方、非課税の方ですので、住民税非課税の方でも介護保険料はかかってきちゃうということを加味しながら、もう少し努力していただきたいと要望しておきます。

以上です。

○委員長 吉田正昭君

他に、よろしいですか。

○委員 戸谷裕治君

すみません、これを改正されることによって総体的な金額はどれくらい変わってくるので すか。

○介護支援課長 戸谷政司君

今ご質問がありました全体的な金額というところでございますけれども、今回補正を出させていただいておりまして、大体ざっくりといたしまして1,200万円近くの金額が減額されるような形になります。そちらの分につきましては、国が2分の1、町が4分の1、県が4分の1というところで補助を出すというような形になりますので、介護保険料としての収入は変わりはありませんけれども、減額した分はそれぞれの補助金という形で対応するような形でございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

約300万円超が補助するということになるのですか。補助はありがたいんだけれども、これから先どんどんそういうことがふえていくとやっていけるのだろうか。板倉君と逆の考えだけれども、どんどんやれというのと、どんどん出していくと何もかも、財政は難しくなっ

てくると思うから、地方自治体はそれでもやらなければいかんの、何を削るかですね。 以上です。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時59分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉 田 正 昭